

「共謀罪」法成立

監視社会、捜査乱用を懸念

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法が15日朝の参院本会議で自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数により可決、成立した。自公両党は参院法務委員会の採決を省略するため「中間報告」と呼ばれる異例の手続きで採決を強行。監視社会や捜査権乱用につながるなどの懸念を置き去りにした形だ。15日未明の衆院本会議では安倍内閣への不信任決議案が否決された。

参院、朝に採決強行

同法は適用犯罪を277とし、対象をテロ組織や暴力団などの「組織的犯罪集団」と規定。構成員が2人以上で犯罪を計画し、うち少なくとも1人が現場の下見や資金調達などの「準備行為」をすれば、計画に合意した全員が処罰されるとの内容。実行後の処罰を原則としてきた刑法体系を大きく変えることを意味する。

参院本会議での採決は投票総数235、賛成165、反対70だった。

国会審議では民進、共産両党などから「適用対象の定義があいまいで、恣意的な運用の恐れがある」との批判が噴出した。金田勝年法相の不安定な答弁も問題視された。



「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案の投票による採決が行われた参院本会議＝15日午前7時13分